

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4S8N18000010		4XSX1CP0001 0001		914041831845			
品名 または 件名							
軽油 特1号 (バルク) ほかに5件							
部品番号 または 規格							
仕様書の通り							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
25,000.00	LI						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				奄美駐屯地業務隊補給科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
重永3曹 (324)				令和6年4月1日 (月) ~ 令和6年6月28日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和6年3月13日 (水) 13時30分 会計隊 多目的室(B庁舎2F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のD等級以上の資格を有する者。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所

(3) 落札決定方法

- ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、同価入札の場合は、抽選により決定するものとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「（予定数量－納入済数量）×単価」の総額（税込）、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額（税込）の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書等作成

- ア 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
- イ 適用する契約条項
 - 「物品売買契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

(7) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和6年3月12日（火）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和6年3月12日（火）17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項（7）ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(8) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060
FAX 0997-54-1066

入札に関する事項 : 第443会計隊 契約班 担当 : 岩尾 内線 354

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和6年2月14日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和6年4月1日から同年6月28日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号(バルク) 9130-299-0124-5	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和6年2月14日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 (バルク)	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

(カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和6年4月1日から同年6月28日

5 製品に関する要求

自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書											
件 名	灯油 1 号 (バルク) 9140-002-9694-5	仕 様 書 番 号 ー									
		作成年月日	令 和 6 年 2 月 1 4 日								
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊								
		作 成 者	3 曹 重 永 健 太 郎								
1 総 則											
(1) 適用範囲 本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。											
(2) 種 類											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>物品番号</th> <th>納入区分</th> <th>注 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灯油 1 号</td> <td>9140-002-9694-5</td> <td>バルク</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種 類	物品番号	納入区分	注 記	灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	
種 類	物品番号	納入区分	注 記								
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク									
(3) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。											
ア 規 格											
(ア) JIS K 2203 灯油											
(イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法											
(ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法											
(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法											
(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表											
イ 法令等											
(ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）											
(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）											
2 数 量 納入数量については、官側で示す。											
3 納入場所 陸上自衛隊奄美駐屯地											
4 納 期 令和6年4月1日から同年6月28日（細部日時については契約後に調整）											
5 製品に関する要求 品質は、JIS K 2203による。											

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令和6年2月14日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和6年4月1日から同年6月28日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号(バルク) 9130-299-0124-5	仕 様 書 番 号	
		作成年月日	令和6年2月14日
		作成部隊名	奄美駐屯地業務隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 (バルク)	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和6年4月1日から同年6月28日

5 製品に関する要求

自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	灯油 1 号 (バルク) 9140-002-9694-5	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令 和 6 年 2 月 1 4 日
		作成部隊名	奄 美 駐 屯 地 業 務 隊
		作 成 者	3 曹 重 永 健 太 郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

(ア) JIS K 2203 灯油

(イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

(ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひよう法

(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法

(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

(ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊瀬戸内分屯地

4 納 期

令和6年4月1日から同年6月28日（細部日時については契約後に調整）

5 製品に関する要求

品質は、JIS K 2203による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。